

令和元年 台風19号で 被災された皆様へ

【第2版】

令和元年11月8日

大 郷 町

り災証明書の申請について	P 1
被災証明書の申請について	P 1
被災証明書（農業用）の申請について	P 1
被災証明書（事業者用）の申請について	P 1
融資相談について	P 2
農地稲わらの受け入れについて	P 2
介護保険サービス利用者負担金の免除について	P 2
こころの相談	P 3
災害障害見舞金の支給について	P 3
災害援護資金の貸付けについて	P 4
被災者生活再建支援金の支給について	P 5
災害見舞金の支給について	P 6
生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付けについて	P 7
国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金の免除について	P 8
損壊した家屋等の解体について	P 9
放課後児童クラブ保育料の減免について	P 9
保育所等保育料の減免について	P 9
住宅の応急修理制度について	P 10
災害ボランティアの受け入れについて	P 10
大郷町奨学資金の償還猶予について	P 11

り 災 証 明 書 の 申 請 に つ い て

【問い合わせ先】総務課 TEL022-359-5500

り災証明は、住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するものです。被災した方からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき、被害の程度を証明します。

- ◆持参するもの 印鑑、本人確認できるもの（運転免許証など）
- ◆申請先 総務課（役場2階）

被 災 証 明 書 の 申 請 に つ い て

【問い合わせ先】総務課 TEL022-359-5500

住家以外の被害は、被災写真などに基づき、被害の事実を証明する被災証明書を発行します。

- ◆持参するもの 印鑑、被災した状況がわかる写真、本人確認できるもの（運転免許証など）
- ◆申請先 総務課（役場2階）

被 災 証 明 書 （ 農 業 用 ） の 申 請 に つ い て

【問い合わせ先】農政商工課 TEL022-359-5503

災害等により被害を受けた農業者が、経営が悪化したため、経営再建に必要な資金等の融資を受けるために必要な証明書を交付します。

- ◆持参するもの 印鑑、被災した状況がわかる写真
- ◆申請場所 農政商工課（役場2階）

被 害 証 明 書 （ 事 業 者 用 ） の 申 請 に つ い て

【問い合わせ先】農政商工課 TEL022-359-5503

災害等により被害を受けた中小企業者が、事業を再開するため、必要な資金の融資を受けるために必要な証明書を交付します。

- ◆持参するもの 印鑑、被災した状況がわかる写真
- ◆申請場所 農政商工課（役場2階）

融 資 相 談 に つ い て

【問い合わせ先】 農政商工課 Tel022-359-5503

災害により被害を受けられた、中小・小規模企業者、農業者を対象に「災害復旧貸付」等様々な融資を行っています。詳しくは下記までのお問い合わせください。

◆相談・申込先

日本政策金融公庫各支店又は電話 0120-154-505

農 地 の 稲 わ ら の 受 け 入 れ に つ い て

【問い合わせ先】 農政商工課 Tel022-359-5503

◆場所 川内字長福寺山地内（旧大郷牧場跡地）

◆期間 当分の間

◆時間 午前 9 時～12 時 午後 1 時～4 時※雨天の場合、受入を中止する場合があります。

介 護 保 険 サ ー ビ ス 利 用 者 負 担 金 の 免 除 に つ い て

【問い合わせ先】 保健福祉課 Tel022-359-5507

台風第19号により被災された介護保険の被保険者が介護サービスを利用する場合、次の基準に該当する方は介護サービスの利用料の支払いが免除されます。

◆対象基準

り災証明書において一部損壊（準半壊）・半壊・大規模半壊・全壊である方

◆免除割合

判定	免除割合
半壊・大規模半壊・全壊	自己負担額の10割を免除
一部損壊（準半壊）	自己負担額の5割を免除

◆免除期間

令和元年10月12日～令和2年1月31日まで（※介護サービス利用時の食費・居住費等の自己負担分は免除されません。）

こ　こ　ろ　の　相　談

【問い合わせ先】保健福祉課 TEL359-5507

災害の体験や生活環境の変化がもたらすストレスによって、身体やこころが影響を受けることは自然なことです。以下の感情や症状などについて、ひとりで抱え込まず相談しましょう。

- 気持ちが沈む　 意欲がでない
- 自分を責める　 自分を低く評価する
- 災害時の経験を思い出し苦痛に感じる
- ちょっとしたことでもドキドキする
- 眠れない　 お酒の量が増えた　など

◆相談先

大郷町保健福祉課（役場 1 階）電話 022-359-5507

塩釜保健所黒川支所（富谷市ひより台二丁目 42-2）　電話 022-358-1111

宮城県精神保健福祉センター（大崎市古川旭五丁目 7-20）　電話 0229-23-0302

災　害　障　害　見　舞　金　の　支　給　に　つ　い　て

【問い合わせ先】保健福祉課 TEL022-359-5507

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に対し、災害障害見舞金を支給します。

◆受給者

災害により重度の障害を受けた方

◆見舞金の額

- ア 生計を主として維持していた方が重度の障害を受けた場合は 250万円
- イ その他の方の場合は 125万円

災 害 援 護 資 金 の 貸 付 け に つ い て

【問い合わせ先】保健福祉課 TEL022-359-5507

災害により負傷または住居家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活を立て直すための資金として、一定の所得要件を満たした者に貸付けを行います。
(本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります。)

貸 付 限 度 額	①世帯主に1カ月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	エ 住居の全壊	350万円
	②世帯主に1カ月以上の負傷が無い場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付利率	年1.5% (据え置き期間中は無利子)	
据置期間	3年 (特別の場合5年)	
償還期間	10年以内 (据え置き期間を含む)	

◆活用できる方

以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。

- ① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1カ月以上
- ② 家財の1/3以上の損害
- ③ 住居の半壊又は全壊・流出

所得制限があります。(下表のとおり)

世帯人数	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

※ただし住居滅失の場合は限度額1,270万円

◆必要書類 り災証明書、その他必要と認める書類

◆相談場所 保健福祉課 社会福祉係 (役場1階)

被災者生活再建支援金の支給について

【問い合わせ先】保健福祉課 TEL022-359-5507

災害により、生活基盤に著しい被害を受けた方に対し、生活再建支援金を支給することによって、生活の再建を支援するものです。

◆支援金の支給額及び対象世帯

住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅被害の程度	①全壊	②大規模半壊	③解体
支給額	100万円	50万円	100万円

（注1：上記の支給額は、世帯構成員が複数の場合です。単身世帯は3/4の金額となります。）

◆①～③の説明

- ①「全壊」のり災証明を受けた世帯
- ②「大規模半壊」のり災証明を受けた世帯
- ③「半壊」のり災証明を受け、又は敷地被害が認められる世帯で、その住宅を倒壊の恐れなどやむを得ない理由で「解体」した世帯

被災住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入する場合	補修する場合	賃借する場合 (公営住宅を除く)
支給額	200万円	100万円	50万円

（注：上記の支給額は世帯員が複数の場合です。単身世帯は3/4の金額となります。）

◆支援金の支給申請方法

- ①申請者 被災世帯の「世帯主」
- ②申請時の必要書類
 - ア 基礎支援金（り災証明書、世帯全員の住民票、世帯主名義の預金通帳の写し、解体の場合は解体証明書）
 - イ 加算支援金（契約書等の写し（住宅を「建設・購入」、「補修」または「（民間）賃貸」したことが分かるもの。））

◆申請受付期間

- ①基礎加算金 令和2年11月11日まで
- ②加算支援金 令和4年11月11日まで

◆申請場所 保健福祉課 社会福祉係（役場1階）

災 害 見 舞 金 の 支 給 に つ い て

【問い合わせ先】保健福祉課 TEL022-359-5507

大郷町内で発生した災害の被災者に対して、災害見舞金を支給します。

◆見舞金の支給額及び対象世帯

住宅被害の程度	① 全壊	② 大規模半壊	③ 半壊
見舞金の額	10万円	5万円	3万円

◆①～③の説明

- ①「全壊」のり災証明を受けた世帯（1住宅に複数の世帯が同居している場合は、主たる世帯にのみ支給する）
- ②「大規模半壊」のり災証明を受けた世帯（1住宅に複数の世帯が同居している場合は、主たる世帯のみ支給する）
- ③「半壊」のり災証明を受けた世帯（1住宅に複数の世帯が同居している場合は、主たる世帯にのみ支給する）

◆見舞金の支給申請方法

- ①申請者 被災世帯の「世帯主」
- ②申請時の必要書類
（り災証明書，世帯主名義の預金通帳の写し等）

◆申請場所 保健福祉課 社会福祉係（役場1階）

生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付けについて

【問い合わせ先】大郷町社会福祉協議会 TEL022-359-2753

災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯を対象に、緊急小口資金の貸付を行います。

（本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。）

◆貸付対象

大郷町内に住所のある方で、今回の災害で被災し当面の生活費を必要とする世帯。

◆貸付内容

緊急小口資金（特例貸付）

貸付金額	原則として、1世帯につき1回限り10万円 （ただし、以下の場合は、1世帯につき一回限り20万円の貸付も可能） ①世帯員の中に災害による死亡者がいる場合 ②世帯員に要介護者がいる場合 ③4人以上の世帯の場合 ④世帯員に被災による重傷者、妊産婦、学齢児童がいる場合
措置期間	貸付の日から1年以内
償還期限	据置期間経過後2年以内
貸付利子	無利子（償還期限後は残元金に対して年5.0%の延滞利子が発生します。）

◆貸付場所（開設時間）

大郷町社会福祉協議会（午前10時～午後4時まで）

◆必要書類等

- ・ 申込者の身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、住民票等）
- ・ 印鑑（印鑑がない場合は拇印でも差し支えありません。）
- ・ 申込者の預金通帳またはキャッシュカード
- ・ り災証明書もしくは被災証明書

国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金の免除

【問い合わせ先】 町民課年金・医療保険係 TEL022-359-5504

災害により被害等を受けた方で、本町国民健康保険及び宮城県後期高齢者医療の被保険者が、医療機関等を受診する場合、窓口で、その旨を申告することにより一部負担金の支払いが免除されます。

◆対象となる基準

住家が全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊（準半壊）の被災をされた方

◆免除期間・内容

令和元年10月12日以降令和2年1月末日までの診療、調剤及び訪問看護
(入院時の食事療養費及び入院時生活療養費の自己負担分は免除されません。)

◆受診後の取扱い

後日被災状況について確認させていただく場合があります。
(り災証明書等の被災されたことを確認できるものを保管しておいてください。)

※留意事項※

- ・基準に該当しない方が、窓口負担なしで受診した場合、後日返金していただきます。
- ・本町国民健康保険及び宮城県後期高齢者医療以外の健康保険に加入されている方は、ご自身が加入している保険者にお問合せください。

上記に該当する方で、既に医療機関等を受診され一部負担金を支払った方

支払った一部負担金を還付しますので、下記のとおり手続きをお願いいたします。

①手続きに必要なもの

一部負担金の領収書の原本
り災証明書
申請者名義の通帳
被保険者証
印鑑（認印可）

②申請場所

町民課 年金・医療保険係（役場1階）

損壊した家屋等の解体について

【問い合わせ先】町民課（環境衛生係） TEL022-359-5504

台風 19 号に伴う大雨により被災した居宅等について、被災地の迅速な復旧を図るため、公費（国や地方自治体）解体制度の対象となる場合があります。

何らかの理由により、決定前に自己で解体する場合には、費用が返還される場合がありますので、必ず解体前に申し出ください。

放課後児童クラブ保育料の減免について

【問い合わせ先】町民課（子ども・子育て支援係） TEL022-359-5504

放課後児童クラブを利用する児童の世帯が被害を受けた場合、次のとおり保育料を減免します。

◆減免内容

放課後児童クラブを利用している児童の居住家屋が、半壊以上の損害を受けた場合の減免区分

- ・住宅が大規模半壊以上：全部
- ・住宅が半壊：2分の1

◆持参するもの リ災証明書の写し、印鑑

◆免除期間 令和元年 10 月分～令和 2 年 3 月分まで

◆申請期限 令和元年 11 月 29 日（金）まで

◆申請場所 町民課 子ども・子育て支援係（役場 1 階）

保育所等保育料の減免について

【問い合わせ先】乳幼児総合教育施設 TEL022-359-8288

被災した家庭の保育所等保育料（0 歳から 2 歳児の住民税課税世帯）を減免します。

◆減免内容

保育所等を利用している児童の保護者の居住家屋が、半壊以上の損害を受けた場合の減免区分

- ・住宅が大規模半壊以上：全部
- ・住宅が半壊：2分の1

◆持参するもの 印鑑、リ災証明書の写し

◆免除期間 令和元年 10 月分～令和 2 年 3 月分まで

◆申請期限 令和元年 11 月 29 日（金）まで

◆申請場所 乳幼児総合教育施設

住宅の応急修理制度について

【問い合わせ先】地域整備課 TEL022-359-5508

台風被害により「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」又は「一部損壊」した住宅を町が業者に依頼して、一定範囲内で応急修理する制度です。

◆対象となる世帯（全ての要件を満たす世帯）

- ・「大規模半壊」・「半壊」又は「一部損壊」の被害を受けたこと。（町発行 災証明書が必要）（「全壊」の場合でも応急修理により居住が可能な場合は対象となります）
- ・ 応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- ・ 応急仮設住宅または賃貸住宅等を利用しないこと。

◆応急修理の内容

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所など、日常生活に必要欠くことのできない部分が対象です。緊急度の優先順位は次のとおりです。

- ①屋根、柱、床、外壁、基礎等
- ②ドア、窓等の開口部
- ③上下水道、電気、ガス等の配管、配線
- ④衛生設備

※台風第19号被害と直接関係する修理のみが対象で、内装や家電製品は対象外です。

◆限度額

1世帯当たりの限度額は、595,000円（消費税及び地方消費税含む）。

但し、災証明の被害内容により限度額が異なります。

※2世帯以上同居の住宅でも、上記限度額以内となります。

災害ボランティアの受け入れについて

【問い合わせ先】大郷町災害ボランティアセンター
(大郷町文化会館) TEL080-6019-9511

被災された皆様の家屋の掃除・片付け、汚泥や家財の撤去、ごみの積み出し、荷物の運搬をお手伝いします。

◆ボランティアセンターへ依頼する方へのお願い

- ・ ボランティアとの調整がつき次第のお手伝いになります。
- ・ ボランティアの参集人数や天候によって、すぐにご要望にお応えできない場合があります。
- ・ 専門的技術を要したり、危険を伴う作業等は、ご要望にお応えできない場合があります。

◆受付時間 9:00～10:00

◆電話対応 9:00～14:00

大郷町奨学資金の償還猶予について

【問い合わせ先】教育委員会学校教育課 TEL022-359-5514

被災者の大郷町奨学資金の償還を、一定期間猶予します。

◆対象

大郷町の奨学資金を償還中の人で、次のいずれかに該当する人。

- ①居住する住宅が被害を受け、り災証明書により「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された世帯の人
- ②被災により長期入院、解雇（雇用保険受給資格者証の離職理由が天災などの理由に限る）などで、経済的な理由で著しい収入減があった人

◆猶予される期間

1年以内

◆持参するもの

①の場合

奨学資金返還猶予願（学校教育課で配布）、
り災証明书写し

②の場合

奨学資金返還猶予願（学校教育課で配布）、
離職証明書

◆申請場所

学校教育課（役場2階）